

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲（憲法三二条、一四条、三一条、一三条）をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	牧	圭		次
裁判官	島	谷	六	郎